

計画改定における主な施策の課題と方向性

1. 4R の推進

<減量化に関する主な施策>

本市のごみ排出量は、近年減少が進んでおり、4つの計画目標（清掃工場搬入量、1人1日あたり家庭系ごみ排出量、1日あたり事業系ごみ排出量、最終処分量）について、中間目標（2025（令和7）年度）あるいは最終目標（2030（令和12）年度）を前倒しで達成している。（資料1表1、図1参照）

こうした現状を踏まえ、食品ロスの削減や事業系ごみの減量に向けた施策について、現計画の方向性を維持しつつ、継続・拡充を図る。

食品ロスを含む家庭系生ごみの削減

(1) 現状と課題

- 本市では、水切りによる家庭系生ごみの減量、協定締結事業者との連携によるフードシェアリングサービスや食品ロスダイアリーなどの食品ロス削減の取組を進めてきた。
- 2023（令和5）年度の家庭系食品ロス量は17,181トンとなり、2019（令和元）年度（19,626トン）から約2,445トンの減少となった。

表1 家庭系食品ロス量

2019（令和元） ＜基準＞	2023（令和5）			2030（令和12） ＜目標＞
	＜現状＞	手付かず食品	食べ残し	
19,636 トン	17,181 トン	8,736 トン	8,445 トン	14,900 トン

- 食品ロスを含む家庭系生ごみの削減は、生活ごみ及び家庭系ごみ全体の削減に大きく寄与するものであるため（資料1図8参照）、更なる取組の推進が必要である。

(2) 方向性

- 家庭系生ごみの減量対策として水切りを引き続き推進し、SNS・ホームページ、イベント等の活用や他の取組と合わせた情報発信を行う。
- 食品ロスに関する国の基本方針（2030（令和12）年度までに2017（平成29）年度比約20%削減）等を踏まえ、出前講座の拡充など情報発信を強化する。

事業系ごみの減量

(1) 現状と課題

- 新型コロナウイルスの影響が和らぎ、企業活動が活発になった2022（令和4）年度以降、多くの政令市では排出量が増加する中で、本市は減少傾向が続いている（資料1図9参照）。排出事業者への立入調査や搬入物検査の強化、新たなリーフレットを用いた周知等が、市内事業者の継続的な適正排出につながったことが一因と考えられる。

- 2024（令和 6）年 1 月から、事業系古紙の清掃工場搬入禁止を開始した。開始から同年 10 月までの事業系一般廃棄物（焼却対象物）の清掃工場搬入量（速報値）は、前年同期間比約 5,414 トン（△9.0%）減少した。

表 2 1～10 月の事業系一般廃棄物（焼却対象物）の清掃工場搬入量

	2023（令和 5）	2024（令和 6）	
			（前年度比）
継続ごみ	7,903 トン	6,514 トン	（△17.6 %）
一般事業系直接搬入	4,260 トン	3,933 トン	（△7.7 %）
許可業者搬入	46,271 トン	42,867 トン	（△7.4 %）
公共事業系直接搬入ごみ	2,026 トン	1,729 トン	（△14.6 %）
合計	60,458 トン	55,044 トン	（△9.0 %）

- 2023（令和 5）年度事業所意識調査において、事業系古紙の清掃工場搬入禁止について、調査時点で「知っている」が 54.0%、「知らない」が 45.5%となり、今後一層の周知が必要である。

（2）方向性

- 事業用大規模建築物所有者に対する適正排出指導や清掃工場における搬入物検査の指導を徹底する。
- 事業系古紙の清掃工場搬入禁止については、事業者への情報発信及び丁寧な説明を継続する。

＜分別・リサイクルに関する施策＞

ごみの減量化が進んでいる一方で、分別まちがい率が増加している。（資料 1 図 4～7 参照）
 特に、生活ごみに含まれるリサイクル可能な紙類、プラスチック類（ペットボトル、プラスチック製容器包装等）の割合が高いことから（資料 1 図 6 参照）、家庭系古紙とプラスチック類に対し、新たな施策の実施や取組の強化を進める。

ペットボトルのリサイクル促進

（1）現状と課題

- ペットボトルの残渣率※低減に向け、組成分析調査結果をもとに、住居形態別、世帯構成別による分別周知、排出指導を全市域に展開するなどの取組を実施した。その結果、残渣率の低減につながったことから、きめ細かな分別周知、排出指導を行う必要がある。

※分別収集したペットボトルが、キャップやラベルの付着などを理由にリサイクルできずに清掃工場で焼却される不適合物の割合

➤ 残渣率 2022（令和 4）年度：42.6%→2023（令和 5）年度：32.7%

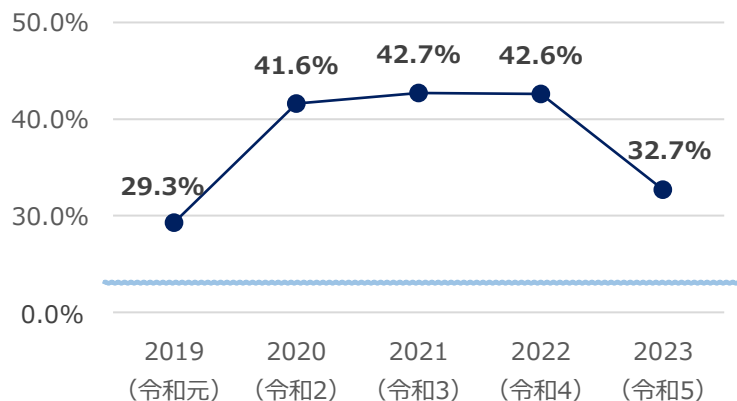


図 1 ペットボトルの残渣率

- 2025（令和 7）年 4 月から、分別収集したペットボトルを、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づく売払いから、水平リサイクル（ボトル to ボトル）が可能な民間事業者への売払いに変更する。

(2) 方向性

- 今後もチラシの配布や広報さかいへの啓発記事掲載、各種キャンペーン等を通じて、適正排出の啓発を行う。残渣率の推移を注視し、ターゲットを絞った分別周知、排出指導を継続して実施する。
- 分別された質の高いペットボトルの回収と水平リサイクルを推進し、プラスチックの資源循環及びカーボンニュートラルの実現につなげる。また、分別収集したものを何にリサイクルするかをあらかじめ市民に示す「リサイクルの見える化」で市民の分別意識の向上を図る。

家庭系古紙の回収

(1) 現状と課題

- 本市では、家庭系古紙のリサイクル促進のため、報償金制度による自治会等を主体とした集団回収の実施及び集団回収未実施地域の解消に努めてきた。また、その他の古紙（雑紙）回収体験袋モニターの実施や古紙回収保管庫設置補助金の創設による民間事業者の古紙回収拠点の設置を進めてきた。
- 集団回収量は減少傾向にある一方で、分別まちがい率が上昇していることから、集団回収で排出されずに生活ごみへ混入するケースも増えていると考えられる（資料 1 図 4 参照）。引き続き、集団回収の利用促進と古紙回収拠点の拡大を進める必要がある。

(2) 方向性

- 市域全域を対象に、集団回収の利用促進や民間事業者による古紙回収拠点の設置等を行い、古紙回収の充実化を図る。
- 民間事業者と連携し、その他古紙（紙箱・紙袋・包装紙など）を含めた古紙回収体制の構築及び分別方法や回収拠点に関する情報発信の強化を図る。

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集

(1) 現状と課題

- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（2022（令和 4）年 4 月 1 日施行）」において、市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化が努力義務化された。
- プラスチック資源の分別収集及び再商品化は、循環型社会形成推進交付金の交付要件となっている。
- 本市では、プラスチック製容器包装については 2009（平成 21）年 10 月から資源化に対応しているものの、プラスチック使用製品の資源化には未対応である。

(2) 方向性

- プラスチック製品の一括回収及び再商品化のための体制を構築する。

＜リユースに関する施策＞

リユースは、循環型社会推進基本計画において、リデュースと同じリサイクルより優先度は高いが、取組が遅れているとされている。

市民意識調査においても、リフューズ、リデュース、リサイクルを普段から行っている割合が 90%以上であるのに対し、リユースは 57%となっており（資料 1 P6 参照）、リユースに対する行動変容を促す取組を強化する必要がある。

衣服等のリユース

(1) 現状と課題

- 市役所や区役所等に「子ども服回収ボックス」を期間限定で設置し、イベントや地域 SNS アプリ等を活用して回収した子ども服を無償譲渡するなど、子ども服のリユース促進に取り組んできた。
- 第 5 次循環型社会推進基本計画において、「サステナブルファッション」の推進が掲げられ、家庭から廃棄される衣類の量を 2030（令和 12）年度までに 2020（令和 2）年度比で 25%削減することとされた。

(2) 方向性

- 国の方針を踏まえつつ、協定締結事業者等と連携して、衣服・雑貨の回収やイベントの実施、リユースアプリの活用を継続・拡大し、更なるリユースを推進する。

2. 適正排出に関する施策

＜適正排出困難者等への対応＞

高齢化が進む中、市民が安心してごみを排出できるよう、ごみ出し支援制度の充実と利用促進が必要である。

また、市民意識調査では、回収拠点やリサイクルボックスで回収している品目について、「処分方法がわからない」との回答が多く（資料 1P6 参照）、生活ごみ等への混入が増える一因と考えられるため、増加する外国人住民など、ターゲットを絞ったわかりやすい情報発信が必要である。

高齢者への対応

(1) 現状と課題

- 関係部局と連携のもと、高齢者のごみ出しを支援するふれあいサポート収集を実施しており、申込件数は年々増加傾向にある。
- 本市の高齢化率は、現在横ばいで推移しているが、2027（令和 9）年頃から徐々に上昇して 2040（令和 22）年には 33.7%になると見込まれていることから、高まるごみ出し支援のニーズに対応する必要がある。

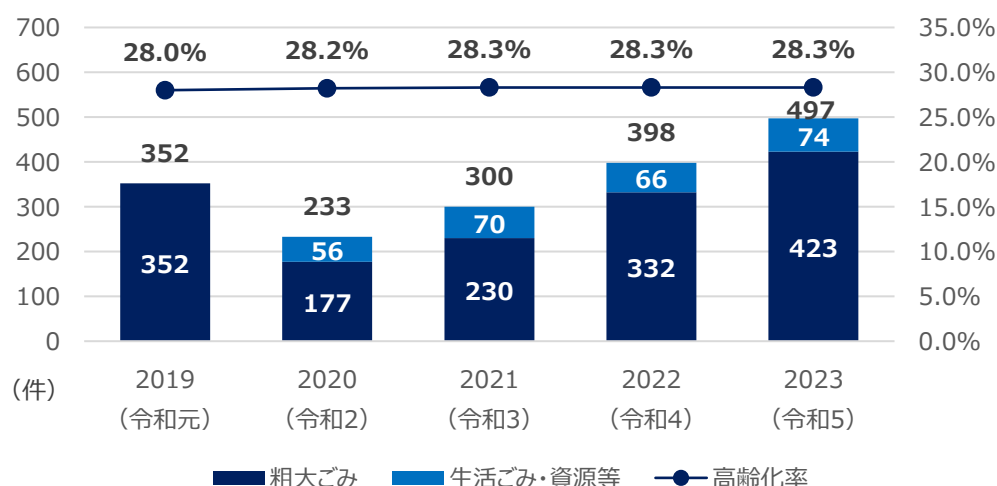


図 2 ふれあいサポート収集の申込件数と本市の高齢化率の推移

(2) 方向性

- 高齢者等排出困難者へのごみ出し支援を継続し、分別しやすい排出方法の検討、ごみの減量化・リサイクル推進に向けたわかりやすい情報発信の強化を行う。

外国人住民への対応

(1) 現状と課題

- 家庭から出るごみの分け方・出し方に関する冊子「資源とごみの分別大辞典」や本市ホームページを 5 カ国語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、タガログ語）で公開するなど、外国人住民に対する情報発信を行っている。

- 本市の外国人人口は概ね増加傾向にあり、国籍別では特にベトナム人が増加している。また、ブラジルやインドネシア、タイ、ペルーなど、国籍の多様化も進んでおり、現在公開している言語のみでは適切な分別、排出方法がわからないというケースが増加することが考えられる。

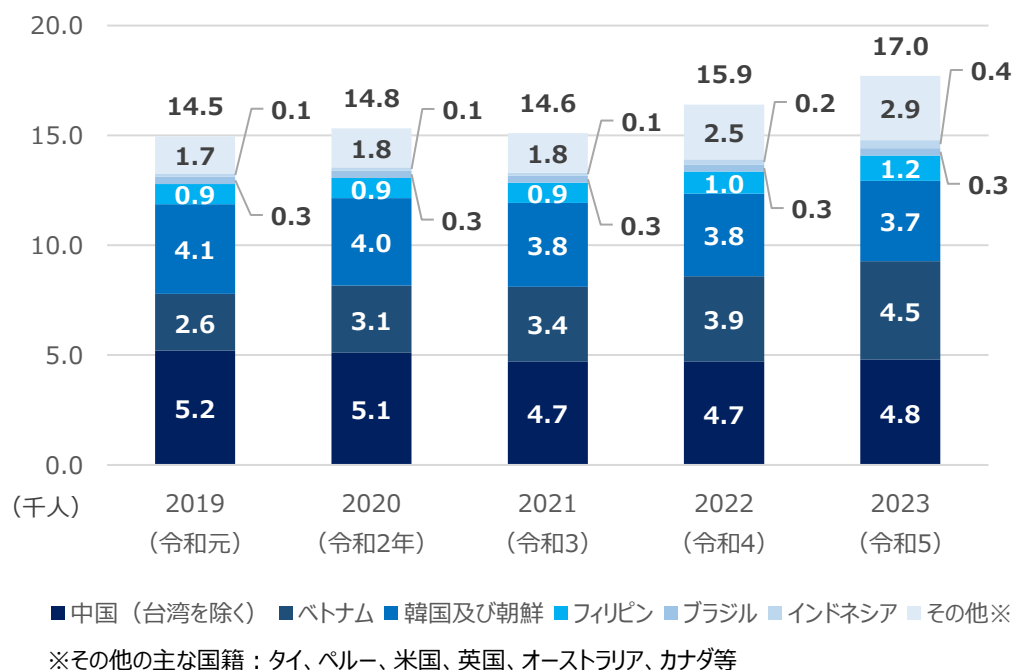


図3 本市の外国人人口の推移（毎年度9月末時点の住民基本台帳人口）

(2) 方向性

- 本市の外国人人口の動向等を踏まえながら、多言語での分別、排出に関する情報発信を継続、拡充する。

＜家庭ごみ有料化について＞

I. 2020（令和 2）年 10 月の答申内容（抜粋）

- （家庭ごみ有料化について、）堺市では、ごみの処理状況や減量に関する情報発信を行いながら、社会経済情勢等を注視しつつ慎重に検討が進められてきたが、近年家庭系ごみ排出量が減少傾向にあること、2020（令和 2）年度の間目標を前倒しで達成していることなどから、現時点で家庭ごみ有料化の導入には至っていない。今後、家庭ごみ有料化の導入にあたっては、引き続き、堺市の現況、社会経済情勢等を注視しながら、慎重に検討していく必要がある。
- 今後のごみの減量化・リサイクルにおいては、家庭ごみ有料化をごみの減量化・リサイクルの効果的施策として、引き続き実施に向けた検討を行いながら、現在の施策を継続していくとともに、減量化を促進するもの及びリサイクルを促進するものに分けて、堺市の現況に合わせた新規・拡充施策を検討・実施していく必要がある。
- なお、新規施策を検討・実施する際には、市民及び事業者と行政が同一の目標に向かって協働しながら取り組むことを前提に、より効果的な手法を検討する必要がある。
また、施策の実施の際には、市民がイメージしやすい具体的な目的を提示するなど、わかりやすい情報発信を強化することが必要である。

II. 現状と方向性

- 本市の家庭系ごみ排出量は、近年減少が進んでおり、2023（令和 5）年度時点で、2025（令和 7）年度の間目標を前倒しで達成している上、上述のとおり、2030（令和 12）年度の最終目標も達成見込みである。
- 特に、「堺・ごみ減量 4R 大作戦」として集中的に減量化・リサイクルに取り組んだ 2022（令和 4）～2023（令和 5）年度には、約 16,000 トン（約 8,000 トン／年）の家庭系ごみが削減されたことから、行政・市民・事業者が連携した取組とその効果的な発信により、更なるごみ減量・リサイクルが可能となったと考えられる。
- このような本市のごみ処理状況等を受け、現時点で家庭ごみ有料化の導入には至っていない。
- 本市としては、今後、「堺・ごみ減量 4R 大作戦」等の取組により得られた減量効果や市民意識の向上を止めることのないよう、情報発信の強化やイベントの開催、キャンペーンの実施等をさらに継続、拡大し、更なる減量化・リサイクルを引き続き推進する。
- 家庭ごみ有料化は、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を目的とし、具体的な制度設計、価格設定、減免制度の在り方などについて今後も調査を進め、社会経済情勢等を注視し、導入を検討する。

＜中間処理（施設整備）について＞

I. 2020（令和 2）年 10 月の答申内容（抜粋）

（ア）中間処理施設の更新関連

- 施設配置について、都市計画決定（ごみ焼却場）を受けているのは東工場と南工場（休止中）の 2 か所である。
- 臨海工場は、暫定施設（建築基準法第 51 条ただし書き許可）であり、用地の長期的確保は不可能である。
- よって、南工場（休止中）は、今後も清掃工場用地であることを明確に位置付けることが適当である。
- また、東工場及び南工場の敷地内において順次更新を図ることで、長期的なごみの安全・安心な処理体制を構築することが適当である。
- 老朽化が進むリサイクルプラザについて、新工場との併設も視野に入れつつ更新・整備を図ることが必要である。

（イ）環境負荷

- 環境負荷の低減を図るため、適正な定期点検・整備の実施、適切な運転管理の実施が必要である。
- 廃棄物発電等のごみ処理時に発生する熱エネルギーの有効活用促進し、低炭素社会の実現に貢献する必要がある。

（ウ）災害に強い処理体制の構築

- 災害時に備え、老朽化が進む施設の更新・改良と併せ、施設の強靱性確保が必要である。
- また、焼却施設の分散配置を図り、災害廃棄物処理を見据えた一定の余力確保が必要である。
- 今後の施設整備について、災害時においても処理可能となる処理能力の確保、災害時の緊急電源としての廃棄物発電の活用及び防災拠点としての機能確保などの検討が必要である。

II. 現状と課題

- 本市内の一般廃棄物処理施設として、焼却施設及び資源化施設（缶・びん）があり、稼働中の焼却施設は、東工場（第二）及び臨海工場の 2 施設、缶・びんの資源化施設は、リサイクルプラザの 1 施設である。
- これら施設の現状として、東工場（第二）及びリサイクルプラザは、それぞれ平成 9 年、平成 7 年竣工であり、全ての施設について老朽化が進行しており、早期の施設更新が必要である。
- なお、臨海工場については、平成 25 年竣工と比較的新しい施設だが、建築基準法第 51 条ただし書き許可による暫定施設であることから、現地更新はできない施設である。なお、リサイクルプラザについても臨海工場と同様であり、現地更新はできない。

- 施設整備計画について、前回答申及び「堺市一般廃棄物処理基本計画」を踏まえ、「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画」の策定に向け、2024（令和 6）年 7 月に廃棄物処理に精通した専門業者に「堺市一般廃棄物処理施設整備基本計画策定支援業務」を委託発注し、策定に必要な情報収集や資料作成等を進めている。（2025（令和 7）年度末策定予定）